

路外駐車場の届出等に関する
事務の手引き

平成 23 年 12 月

広島県都市局都市政策課

目次 -

	内容	ページ
第1章	目的	1
第2章	届出の対象となる駐車場の分類	2
第3章	手続きフロー	4
第4章	様式集	8
第5章	広島県が市町へ移譲している事務の内容	30
第6章	市町窓口部署一覧	31
第7章	参考	32

第1章 目的

駐車場法（昭和三十二年五月十六日法律第百六号）及び高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年六月二十一日法律第九十一号）（以下、「バリアフリー法」という）の規定に基づき，届出駐車場の届出等に関する事務を円滑かつ適正に処理するための必要事項を定めるものです。

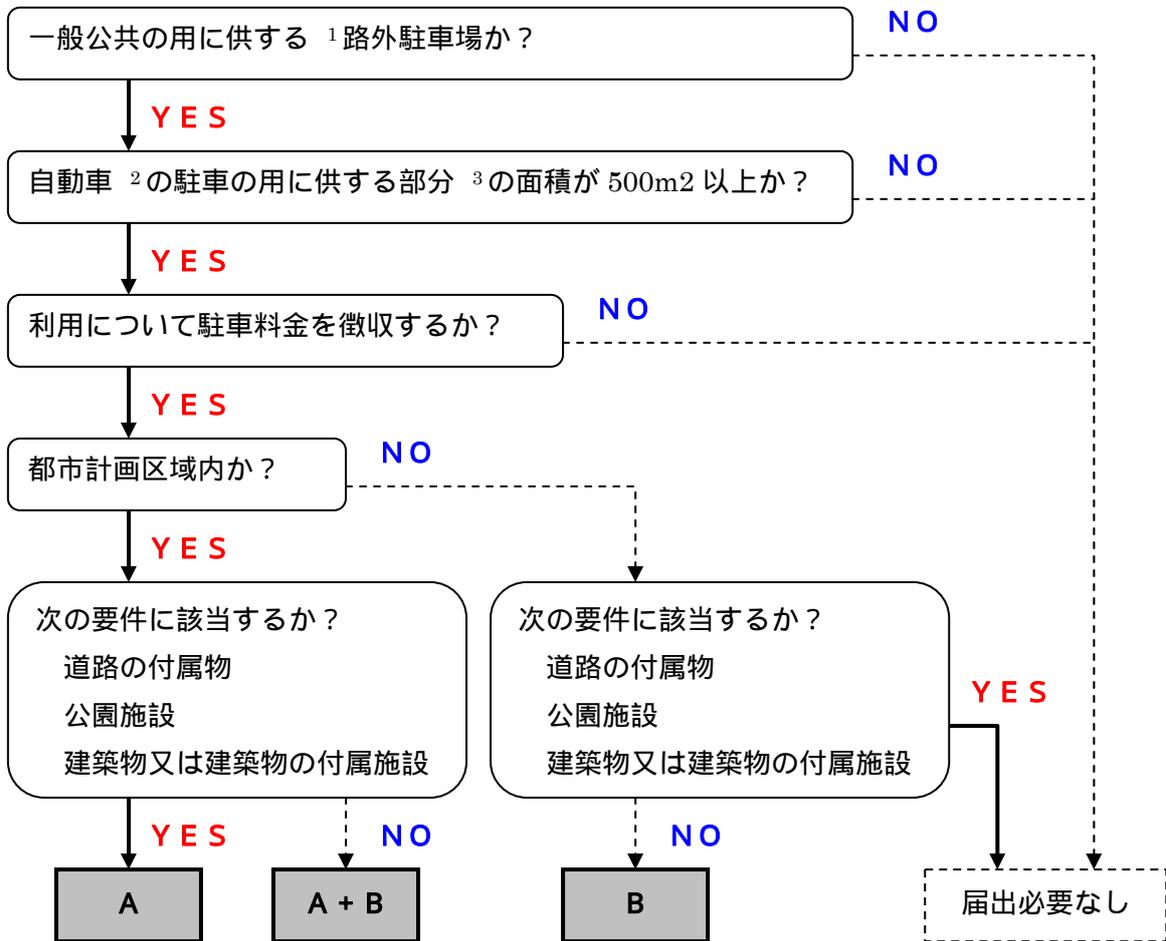
それぞれの法律の規定により一定要件に該当する路外駐車場を設置しようとする者は，県知事に届け出なければなりません。指定都市（広島市），中核市（福山市），特例市（呉市）にあってはそれぞれの長へ届け出ることとなっています。平成24年4月1日からは，駐車場法及びバリアフリー法の改正により，広島県内の全ての市にあってはそれぞれの長へ届け出ることとなります。

広島県では「広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例」を定め，届出の受理等の窓口事務を平成3年4月1日から全ての市町へ移譲しています。

また，バリアフリー法についても，平成20年10月1日から窓口事務を移譲していません。

この手引きは窓口事務の参考とするため県が定めるものですが，市町が独自に手引きなどを作成して運用を行うことを妨げるものではありませんので，詳細はそれぞれの市町の窓口へお問合せください。

第2章 届出の対象となる駐車場の分類



A : 駐車場法に基づく届出

B : バリアフリー法に基づく届出

1 一般の公共の用に供するとは、
不特定多数の人が自由に利用できる駐車場が対象となります。一般的な時間貸し駐車場だけではなく、商業施設や病院等の駐車場についても対象になる場合があります。ただし、月極駐車場など、駐車場の一定区画を特定者に対し専用的に利用させる場合は対象となりません。

2 自動車とは、
道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車が対象です。駐車場法の改正（平成18

年 11 月 30 日施行) により自動二輪車も対象となっています。

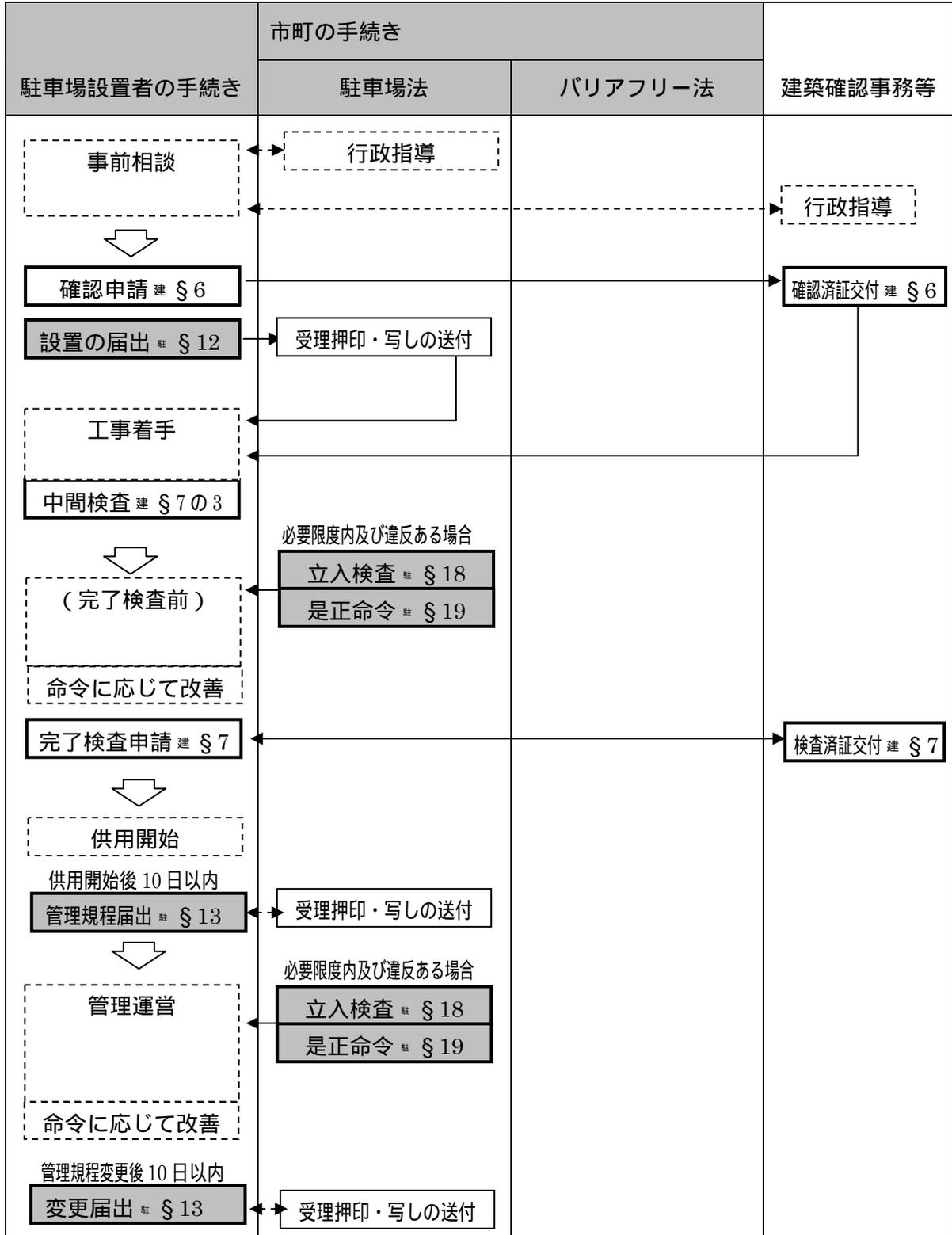
3 駐車の用に供する部分とは、

自動車を駐車し、格納する部分の面積の合計が対象となります。

路外駐車場のうち管理事務所、換気施設その他の附帯施設の用に供する部分の面積、自動車の出入に必要な部分の面積及び附帯施設の用に供する部分の面積等は控除します。

第3章 手続きフロー

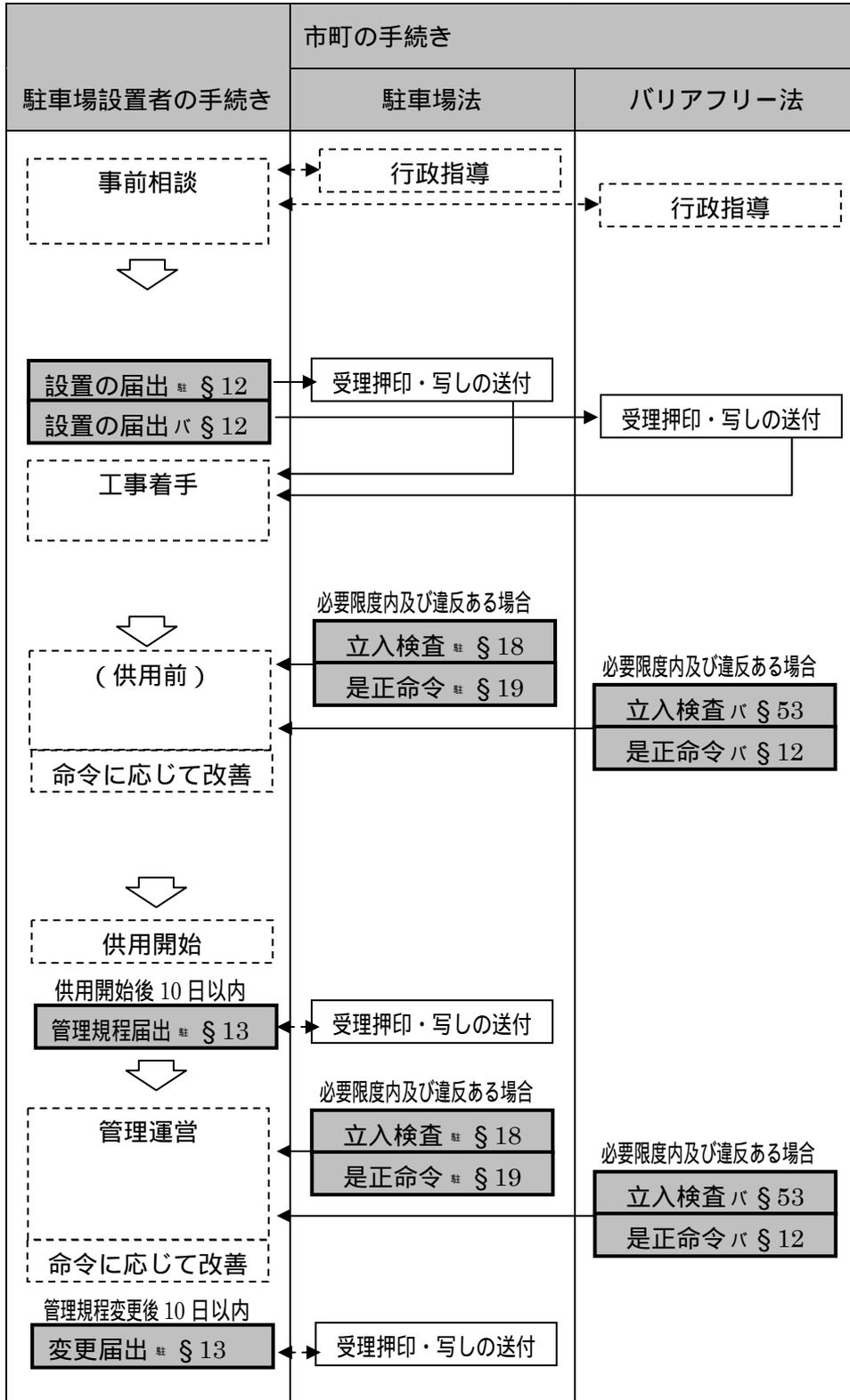
(1) Aの場合：第2章参照



凡例 註：駐車場法，バ：バリアフリー法，建：建築基準法

□：法定の手続き，□：当手引きの手続き，□：設置者の手続き等

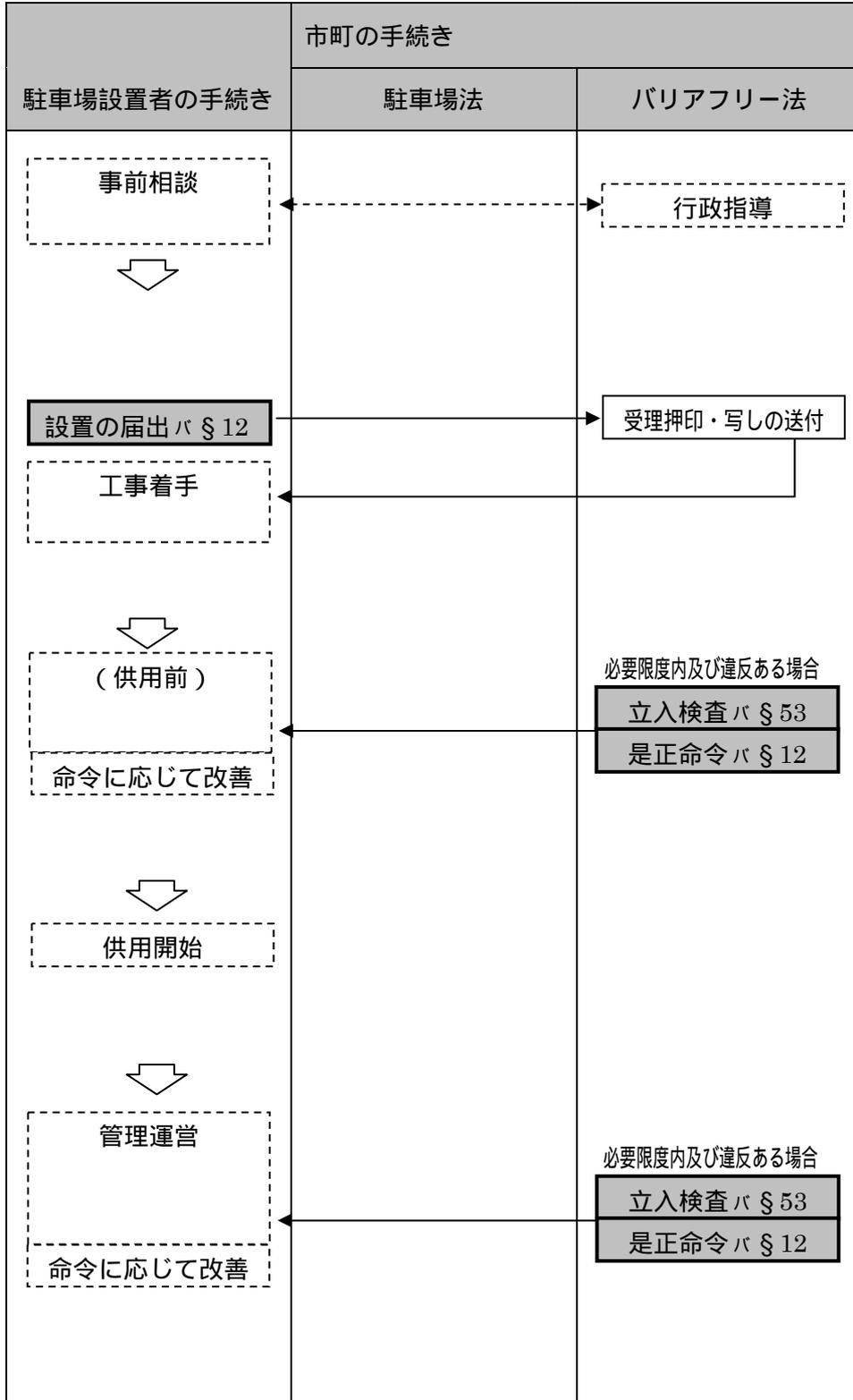
(2) A + Bの場合：第2章参照



凡例 註：駐車場法，バ：バリアフリー法，建：建築基準法

□：法定の手続き，□：当手引きの手続き，□：設置者の手続き等

(3) Bの場合：第2章参照



凡例 註：駐車場法，パ：バリアフリー法，建：建築基準法

□：法定の手続き，□：当手引きの手続き，□：設置者の手続き等

(4) 届出に必要な書類一覧表

届出事項	分類 第2章参照	時期	提出書面, 図面等 罫線枠で囲んだ書面は所定の様式有(様式の符号はこの手引き内を参照)	参照箇所
設置(変更)の届出	A	路外駐車場の設置前又は届け出た事項を変更しようとするとき	<p>路外駐車場設置(変更)届出書 様式1</p> <p>位置図(縮尺1/10,000以上の地形図)</p> <p>平面図(縮尺1/200以上)</p> <p>各階平面図並びに2面以上の立面図及び断面図(縮尺1/200以上)</p> <p>図面, には駐車場法及び各省令で規定された事項, 技術的基準を満足していることが確認できるように明示してください</p>	<p>駐車場法第12条</p> <p>同法施行令第7~15条</p> <p>同法施行規則第2条</p>
	A + B	路外駐車場(特定路外駐車場)の設置前又は届け出た事項を変更しようとするとき	<p>路外駐車場設置(変更)届出書 様式1</p> <p>位置図(縮尺1/10,000以上の地形図)</p> <p>平面図(縮尺1/200以上)</p> <p>図面 には駐車場法及び各省令で規定された事項, 技術的基準を満足していることが確認できるように明示してください。</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面 様式2</p> <p>平面図(縮尺1/200以上)</p> <p>図面 にはバリアフリー法及び各省令で規定された事項, 技術的基準を満足していることが確認できるように明示してください</p>	<p>駐車場法第12条</p> <p>同法施行令第7~15条</p> <p>同法施行規則第2条</p> <p>バリアフリー法第12条</p> <p>同法施行規則第7条</p> <p>路外駐車場移動等円滑化基準</p>
	B	特定路外駐車場の設置前又は届け出た事項を変更しようとするとき	<p>特定路外駐車場設置(変更)届出書 様式3</p> <p>位置図(縮尺1/10,000以上の地形図)</p> <p>平面図(縮尺1/200以上)</p> <p>図面 にはバリアフリー法及び各省令で規定された事項, 技術的基準を満足していることが確認できるように明示してください</p>	<p>バリアフリー法第12条</p> <p>同法施行規則第7条</p> <p>路外駐車場移動等円滑化基準</p>
管理規定(変更)の届出		路外駐車場の供用開始後又は届け出た事項を変更したときから10日以内	<p>路外駐車場管理規定の(変更)届出書 様式4</p> <p>管理規定</p>	<p>駐車場法第13条</p> <p>同法施行令第16条</p> <p>同法施行規則第3, 4条</p>
休止(再開)の届出		路外駐車場の全部又は一部の供用を休止したとき又は再開したときから10日以内	<p>路外駐車場休止(再開)届出書 様式5</p>	<p>駐車場法第14条</p>
廃止の届出		路外駐車場の全部又は一部の供用を廃止したとき又は再開したときから10日以内	<p>路外駐車場廃止(再開)届出書 様式6</p>	<p>駐車場法第14条</p>

: 移動円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令

第 4 章 様式集

様式 1	路外駐車場設置（変更）届出書	9
様式 2	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第 1 項ただし書に基づく、路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面	11
様式 3	特定路外駐車場設置（変更）届出書	12
様式 4	路外駐車場管理規程（変更）届出書	14
様式 5	路外駐車場休止（再開）届出書	15
様式 6	路外駐車場廃止届出書	16
様式 7	駐車場法の規定による技術的基準審査表（例）	17
様式 8	バリアフリー法の規定による技術的基準審査表（例）	18
参考	駐車場管理規程例及び国土交通省の技術的助言	19

様式1 路外駐車場設置(変更)届出書

別記様式(第2条関係)

(用紙A4)

路外駐車場設置(変更)届出書										
					平成 年 月 日					
様										
駐車場管理者の氏名又は名称, 住所及び電話番号										
駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。										
1 駐車場の名称										
2 駐車場の位置										
規	イ 駐車場の区域の面積					m ²				
	模	ロ 駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)					m ²			
		3	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積(A)	一般公共の用に供する部分	四輪車(注)専用 (駐車台数)	m ² 台			
						特定自動二輪車専用 (駐車台数)	m ² 台			
						四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数	台		
							特定自動二輪車 駐車台数	台		
						小計				m ²
						それ以外の部分	四輪車専用	m ² 台		
							特定自動二輪車専用 (駐車台数)	m ² 台		
							四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数	台	
特定自動二輪車 駐車台数								台		
小計							m ²			
車路等の面積(B)					m ²					
3	b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積(C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用 (駐車台数)	m ² 台					
				特定自動二輪車専用 (駐車台数)	m ² 台					
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数	台				
					特定自動二輪車 駐車台数	台				
				小計				m ²		
				それ以外の部分	四輪車専用 (駐車台数)	m ² 台				
					特定自動二輪車専用 (駐車台数)	m ² 台				
					四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数	台			
						特定自動二輪車 駐車台数	台			
					小計				m ²	
車路等の面積(D)					m ²					

規 模	3	駐車の用に供する部分の面積の合計 (A+C)		一般公共の用に 供する部分	四輪車専用	(駐車台数	m ² 台)
		特定自動二輪 車専用	(駐車台数	m ² 台)			
		四輪車及び特 定自動二輪車 併用	四輪車 駐車台数	台			
			特定自動二輪車 駐車台数	台			
		小計		m ²			
		それ以外の部分	四輪車専用	(駐車台数	m ² 台)		
		特定自動二輪 車専用	(駐車台数	m ² 台)			
				m ²			
		四輪車及び特 定自動二輪車 併用	四輪車 駐車台数	台			
			特定自動二輪車 駐車台数	台			
		小計		m ²			
		4 構 造	イ	建築物である部分			
ロ	建築物でない部分						
5 設 備	イ 特 殊 の 装 置	a	特殊の装置の有無				
		b	特殊の装置に係る 駐車場法施行令第 15条の規定による 認定の概要	認 定 の 番 号		特殊の装置の名称等	
	ロ	それ以外の設備					
	6	附帯業務のための施設					
7	従 業 員 概 数					人	
8	供用開始(予定)日					年 月 日	
(注)							
道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。							

備 考

- 一 路外駐車場変更届書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 三 3のロのa欄及びb欄の「駐車の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ごめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別(木造、耐火構造等の別)及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 六 4のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。
- 七 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 八 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建設大臣の認定の番号を記載すること。
- 九 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。
- 十 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十一 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

様式2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面

必 要 動 な 等 構 円 造 滑 及 化 び の 設 た 備 め に	路外駐車場車いす使用者用駐車施設			台
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配 <small>こう</small> の最大値			分の1 (%)
	特 殊 の 装 置	イ 特殊の装置の有無		
		<input type="checkbox"/> 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の概要	a 認定の番号	
		b 特殊の装置の名称等		

備考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 「特殊の装置」イ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 三 「特殊の装置」ロ欄の「認定番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 四 「特殊の装置」ロの「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。

様式 3 特定路外駐車場設置（変更）届出書

特定路外駐車場設置（変更）届出書

平成 年 月 日					
様					
特定路外駐車場管理者の氏名又は名称，住所及び電話番号 氏名又は名称 (印) 住所 電話番号 ()					
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項本文の規定により、次のように届け出ます。					
1 駐車場の名称					
2 駐車場の位置					
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル			
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積	a 駐車場の用に供する部分の面積	一般公共の用に供する部分	平方メートル (駐車台数 台)	
			それ以外の部分	平方メートル (駐車台数 台)	
		b 車路等の面積	平方メートル		
4 移 動 等 円 滑 化 の た め に 必 要 な 構 造 及 び 設 備	路外駐車場車いす使用者用駐車施設 台				
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値 分の1 (%)				
	特 殊 の 装 置	イ 特殊の装置の有無			
		ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の概要	a 認定の番号		
		b 特殊の装置の名称等			
5 従業員概数		人			
6 供用開始（予定）日		平成 年 月 日			

備考

- 一 特定路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 3のロのa欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車場の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。

- 三 3の口のb欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 四 4のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 五 4の口のa欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 六 4の口のb欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。

様式 4 路外駐車場管理規程（変更）届出書

平成 年 月 日

様

〔駐車場管理者の氏名又は名称，住所及び電話番号〕

氏名又は名称

住所

電話番号 ()

印

路外駐車場管理規定（変更）届出書

駐車場法第 13 条第 1 項（第 4 項）の規定により，次のとおり届け出ます。

1 駐車場の名称	
2 路外駐車場の位置	
3 供用開始（予定）日 変更の場合は変更（予定）日	平成 年 月 日
4 変更内容	

注意：変更内容の欄は、変更前と変更後を比較して記述してください。

様式 5 路外駐車場休止（再開）届出書

平成 年 月 日

様

〔駐車場管理者の氏名又は名称，住所及び電話番号〕

氏名又は名称

住所

電話番号 ()

印

路外駐車場休止（再開）届出書

駐車場法第 14 条の規定により，次のとおり届け出ます。

1 駐車場の名称	
2 路外駐車場の位置	
3 休止（予定）期間 （再開の場合，下段に記入）	自 平成 年 月 日
	至 平成 年 月 日
	平成 年 月 日
4 休止（再開）台数	全部 ・ 一部（ 台）

備考：一部休止（再開）の場合は、休止（再開）部分の区域を明示した図面を添付してください。

様式 6 路外駐車場廃止届出書

平成 年 月 日

様

〔 駐車場管理者の氏名又は名称，住所及び電話番号 〕

氏名又は名称

住所

電話番号 ()

印

路 外 駐 車 場 廃 止 届 出 書

駐車場法第 14 条の規定により，次のとおり届け出ます。

1 駐車場の名称	
2 路外駐車場の位置	
3 廃止日	平成 年 月 日
4 廃止台数	全部 ・ 一部 (台)

備考：一部廃止の場合は、廃止部分の区域を明示した図面を添付してください。

様式 7 駐車場法の規定による技術的基準審査表(例)

(1) 出入口 (施行令第7条)	<p>㊦㊧㊨道路交通法第44条関係 <input type="checkbox"/> 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂、トンネルに設けていないか <input type="checkbox"/> 交差点の側端、道路のまがりかどから5m以内でないか <input type="checkbox"/> 横断歩道、自転車横断帯の側端の前後5m以内でないか <input type="checkbox"/> 安全地帯の範囲から前後10m以内でないか <input type="checkbox"/> バスの停留所、標示柱、標示板から10m以内でないか <input type="checkbox"/> 踏切の側端の前後10m以内でないか</p> <p>㊦㊧㊨横断歩道橋(地下横断歩道を含む)の昇降口から5m以内でないか ㊦㊧㊨幼稚園、小学校、特別支援学校、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園、児童館の出入口から20m以内でないか ㊦㊧㊨橋に設けていないか ㊦㊧㊨接続する道路の幅員は6m以上か(m) ㊦㊧㊨接続する道路の縦断勾配は10%以下か(%) ㊦㊧㊨前面道路が2以上ある場合、交通に支障の少ない道路に設けているか ㊦㊧㊨駐車に供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、出入口を分離し、かつ、10m以上離しているか(中央分離帯等によって車線が分離されている場合を除く) ㊦㊧㊨出入口において自動車の回転は容易か、また、容易でないとき1.5m以上の隅切りが設置されているか ㊦ <input type="checkbox"/> 見通しについて、出口から2m後退し、地上1.4mの視点で左右60°以上見通せ、歩行者等視認できるか (参考:出口から2m後退し視認できる出口幅=一方通行で約6.9m以上・相互通行で約9.7m以上) ㊧ <input type="checkbox"/> 見通しについて、出口から1.3m後退し、地上1.4mの視点で左右60°以上見通せ、歩行者等視認できるか ㊦ <input type="checkbox"/> 交差点の側端又はそこから5m以内、トンネル、橋に設ける場合、国土交通大臣の認定があるか</p>
(2) 車路 (施行令第8条)	<p>㊦ <input type="checkbox"/> 5.5m以上か(一方通行のとき3.5m以上、駐車料金の徴収施設が設置されており歩行者が通行しない箇所については、2.75m以上) ㊧ <input type="checkbox"/> 3.5m以上か(一方通行のとき2.25m以上、駐車料金の徴収施設が設置されており歩行者が通行しない箇所については、1.75m以上) ㊦㊧㊨建築物の場合 <input type="checkbox"/> 梁下高(配管、標識、ミラー等を含む)は2.3m以上か(m) <input type="checkbox"/> 屈曲部の内法半径は5m(㊧の場合3m)以上か(ターンテーブルが設けられているものを除く) <input type="checkbox"/> 傾斜部の縦断勾配は17%以下で路面は滑りにくい仕上げか(%)</p>
(3) 車室 (施行令第9条)	<p>㊦㊧㊨建築物の場合、駐車の用に供する部分の梁下高が2.1m以上か(m)</p>
(4) 避難階段 (施行令第10条)	<p>㊦㊧㊨建築物の場合、避難階以外に駐車場を設置するとき避難階段又はこれに代わる設備を設けているか</p>
(5) 防火区画 (施行令第11条)	<p>㊦㊧㊨建築物の場合、給油所その他の火災の危険がある施設を附置する場合においては、駐車場と当該施設を耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画しているか</p>
(6) 換気装置 (施行令第12条)	<p>㊦㊧㊨建築物の場合、10回/時以上の換気装置があるか、又は窓等がある階で開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の1/10以上あるか</p>
(7) 照明装置 (施行令第13条)	<p>㊦㊧㊨建築物の場合 <input type="checkbox"/> 車路の路面の照度が10ルクス以上か <input type="checkbox"/> 駐車の用に供する部分の床面の照度が2ルクス以上か</p>
(8) 警報装置 (施行令第14条)	<p>㊦㊧㊨建築物の場合、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けているか</p>
(9) 特殊の装置 (施行令第15条)	<p>㊦㊧㊨特殊装置(機械式)の場合、国土交通大臣の認定があるか(平成13年1月6日からの認定は国土交通省各地方整備局長) (参考:特殊装置と道路との間に、その特殊装置に収容可能な自動車2台以上を停留し、又はターンテーブルを設けることができる車路に相当する空地を設置。ただし、通り抜けのように出入口が分離された構造の場合には入口側に、その特殊装置に収容可能な自動車1台分の空地を設置) (昭和43年10月16日 建設省都再発第53号 建設省都市局長通達「駐車場法施行令第15条の認定基準について」より)</p>

※ ㊦ 自動車専用及び自動二輪兼用駐車場の場合に適用
㊧ 自動二輪車専用駐車場に適用

引用: 広島市ホームページ

様式 8 バリアフリー法の規定による技術的基準審査表(例)

移動円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)	
第1条 (趣旨)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第11条第1項の規定に基づく移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準は、駐車場法(昭和32年法律第106号)、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)及び駐車場法施行規則(平成12年運輸省令建設省令第12号)に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。
第2条 (路外駐車場車いす使用者用駐車施設)	<p>特定路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」という。)を一以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りではない。</p> <p><input type="checkbox"/>路外駐車場車いす使用者用駐車施設を一以上設けているか <input type="checkbox"/>路外駐車場車いす使用者用駐車施設の幅は3.5m以上か <input type="checkbox"/>路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をしているか <input type="checkbox"/>路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路の長さをできるだけ短くしているか</p>
第3条 (路外駐車場移動等円滑化経路)	<p>路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。</p> <p><input type="checkbox"/>路外駐車場移動等円滑化経路を一以上設けているか <input type="checkbox"/>路外駐車場移動等円滑化経路上に段差は設けていないか <input type="checkbox"/>段差を設けている場合、傾斜路を併設しているか <input type="checkbox"/>出入口の幅は、80cm以上か <input type="checkbox"/>通路 <input type="checkbox"/>幅は、120cm以上か <input type="checkbox"/>50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けているか <input type="checkbox"/>傾斜路 幅 <input type="checkbox"/>スロープの幅員は、120cm以上か <input type="checkbox"/>階段併設スロープの幅員は、90cm以上か 勾配 <input type="checkbox"/>1/12を超えていないか <input type="checkbox"/>高低差が16cm以下のものについては、1/8を超えていないか 踊場 <input type="checkbox"/>高低差が75cmを超えるもの(勾配1/20を超えるもの)については、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか 手すり <input type="checkbox"/>勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けているか</p>
第4条 (特殊の装置)	<p>第2条、第3条の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が第2条、第3条の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては適用しない。</p> <p><input type="checkbox"/>特殊装置の場合、国土交通大臣の認定があるか(平成13年1月6日からの認定は国土交通省各地方整備局長)</p>

参考 駐車場管理規程例及び国土交通省の技術的助言

駐車場管理規程例

1 名称

***駐車場

所在地 ○○県○○市○○区○丁目○番○号

2 駐車場管理者

(1) 所在地 ○○県○○市○○区○丁目○番○号

(2) 名称 ****駐車場株式会社

(3) 電話 ○○○(○○○)○○○○(代表)

(4) 代表者 代表取締役社長 ○○○○

第1章 総則(第1条-第6条)

第2章 利用(第7条-第13条)

第3章 駐車料金及び算定等(第14条-第17条)

第4章 引取りのない車両の措置(第18条-第21条)

第5章 保管責任及び損害賠償(第22条-第26条)

第6章 雑則(第27条)

第1章 総則

(通則)

第1条 本駐車場(以下「駐車場」という。)の利用に関する事項は、この規程による。

(契約の成立)

第2条 駐車場の利用者(以下「利用者」という。)は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

(営業時間)

第3条 駐車場の営業時間は、毎日○○時から○○時までとする。

(時間制利用の利用期間)

第4条 駐車場の1回の利用(定期駐車券による利用を除く。)は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者(以下「管理者」という。)の判断によりこれを延長することができる。

(営業休止等)

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避(以下「営業休止等」という。)を行うことができる。

(1) 自然災害、火災、浸水、爆発施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合

(2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合

(3) 工事清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合

(駐車できる車両)

第6条 駐車場に駐車することのできる車両(自動二輪を含む。以下同じ。)は、積載物又は取付物を含めて長さ○.○m、幅○.○m、高さ○.○m及び重量○tを超えないものに限る。

第2章 利用

(駐車場の入出等)

第7条 車両が入庫するときは、入口管理事務所において駐車券の交付を受け、係員の指示する駐車位置に入庫するものとする。

2 車両が出庫するときは、出口管理事務所において係員に駐車券を返納し、駐車料金を納付し、出庫するものとする。

3 定期駐車券による利用者(以下「定期駐車券利用者」という。)は、定期駐車券の確認を受けた後入庫するものとする。

4 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

(駐車位置の変更)

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。
(駐車場内の通行)

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 徐行すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第10条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の位置以外で喫煙したり、火器を使用しないこと。
- (2) 紙屑、ぼろ切れ、吸殻等のごみは各所定の容器に入れること。
- (3) 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 運転者は控室において飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。
- (5) 場内において宿泊しないこと。
- (6) 車両を洗浄し、修理する場合は所定の場所において行うこと。
- (7) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。
- (8) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- (9) 場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと。
- (10) その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと

(入庫拒否)

第11条 管理者は、駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき。
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。
- (3) 著しい騒音や臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。
- (5) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(出庫拒否)

第12条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
- (2) 利用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき、又は定期駐車券を提示しないとき

(事故に対する措置)

第13条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 駐車料金及び算定等

(時間制駐車料金)

第14条 時間制駐車料金は、車両1台につき次の表のとおりとする。

時間区分	料金の額
普通時間 午前8時から午後11時まで	駐車時間30分(30分未満は30分に切り上げる) につき 金 円
夜間時間 午後11時から翌日の午前8時まで	駐車時間60分(60分未満は60分に切り上げる) につき 金 円

(消費税を含む)

(時間制駐車料金における駐車時間)

- 第15条 時間制駐車料金を算出するための駐車時間(この条において「駐車時間」という。)は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。この場合駐車場内での洗車、修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。
- 2 駐車時間が前条の普通時間区分又は夜間時間区分にまたがる部分については、入庫時の単位駐車料金を計算する。

(定期駐車券及び定期駐車料金)

- 第16条 定期駐車券を発行する場合には、利用者は管理者との間においてあらかじめ定期駐車契約を締結するものとする。ただし、定期駐車券の発行数については、駐車場の利用状況に応じて決定する。

(1) 料金

種類	有効時間	通用期間	料金
全日定期駐車券	午前0時から午後12時まで	1カ月	円
昼間定期駐車券	午前8時から午後8時まで		円
夜間定期駐車券	午後6時から翌日午前8時まで		円

(消費税を含む)

- (2) 定期駐車券による駐車場の利用等については、定期駐車契約で定めるもののほか、以下に定めるところによる。

- ① 定期駐車券は、他人に譲渡、転貸してはならない。
- ② 駐車場が満車であるときは、定期駐車券利用者に対して駐車を断ることがある。この場合、定期駐車料金の割戻しはしない。
- ③ 利用者は毎月15日までに翌月分の駐車料金を管理者に持参するか、その指定人に支払わなければならない。
- ④ 定期駐車による利用者がその有効時間又は通用期間を超えて駐車した場合は、超過時間の駐車時間の算定は第14条の規定による。
- ⑤ 月の途中契約の場合は、その月の駐車料金は日割り計算とし、その月の分を前納する。また、月の途中解約の場合は、日割り計算した残額から所定の手数料を控除した額を返金する。ただし、第5条の規定に基づき営業休止をしたため、定期駐車券利用者が駐車することができない場合には、当該手数料は控除せずに返金する。
- ⑥ 定期駐車券利用者は、定期駐車契約において記載した車両の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。また、定期駐車券利用者が定期駐車契約において記載した車両を変更しようとする場合は、所定の変更届を事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。
- ⑦ 定期駐車券利用者が、駐車場内で著しく秩序を乱し、管理上支障を来すおそれがある場合は、管理者は、定期駐車契約を解除することができる。

(不正利用者に対する割増金)

- 第17条 時間制利用者(定期駐車券利用者以外の利用者をいう。以下同じ。)が、所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは所定の駐車料金のほかに、その2倍相当額の割増金を収受する。
- 2 定期駐車券利用者が、次の方法により定期駐車券を不正使用した場合は、定期駐車券を無効として回収し、かつ所定の駐車料金の他に、不正使用に係る時間制駐車料金の2倍相当額の割増金を収受する。

(1) 定期駐車契約において記載した車両以外の車両の駐車について定期駐車券を利用した場合

(2) 券面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合

(3) 通用期間又は有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合

第4章 引き取りのない車両の措置

(引取りの請求)

- 第18条 時間制利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者

に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取ることを請求することができる。

- 2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取ることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。
- 3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。
- 4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

（車両の調査）

第19条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

（車両の移動）

第20条 管理者は、第18条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

（車両の処分）

第21条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3カ月を経過した後、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

- 2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。
- 3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者へ返還するものとする。

第5章 保管責任及び損害賠償

（保管責任）

第22条 管理者は、利用者に駐車券を渡したときから同券を回収するときまで（定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して車両入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで）、車両の保管責任を負う。

- 2 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して（定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して）車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

（利用者に対する損害賠償責任）

第23条 管理者は、車両保管にあたり、第25条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

（車両の積載物又は取付物に関する免責）

第24条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償

の責を負わない。

(免責事由)

第25条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
- (4) 第5条の規定による営業休止等の措置
- (5) 第13条の規定による措置

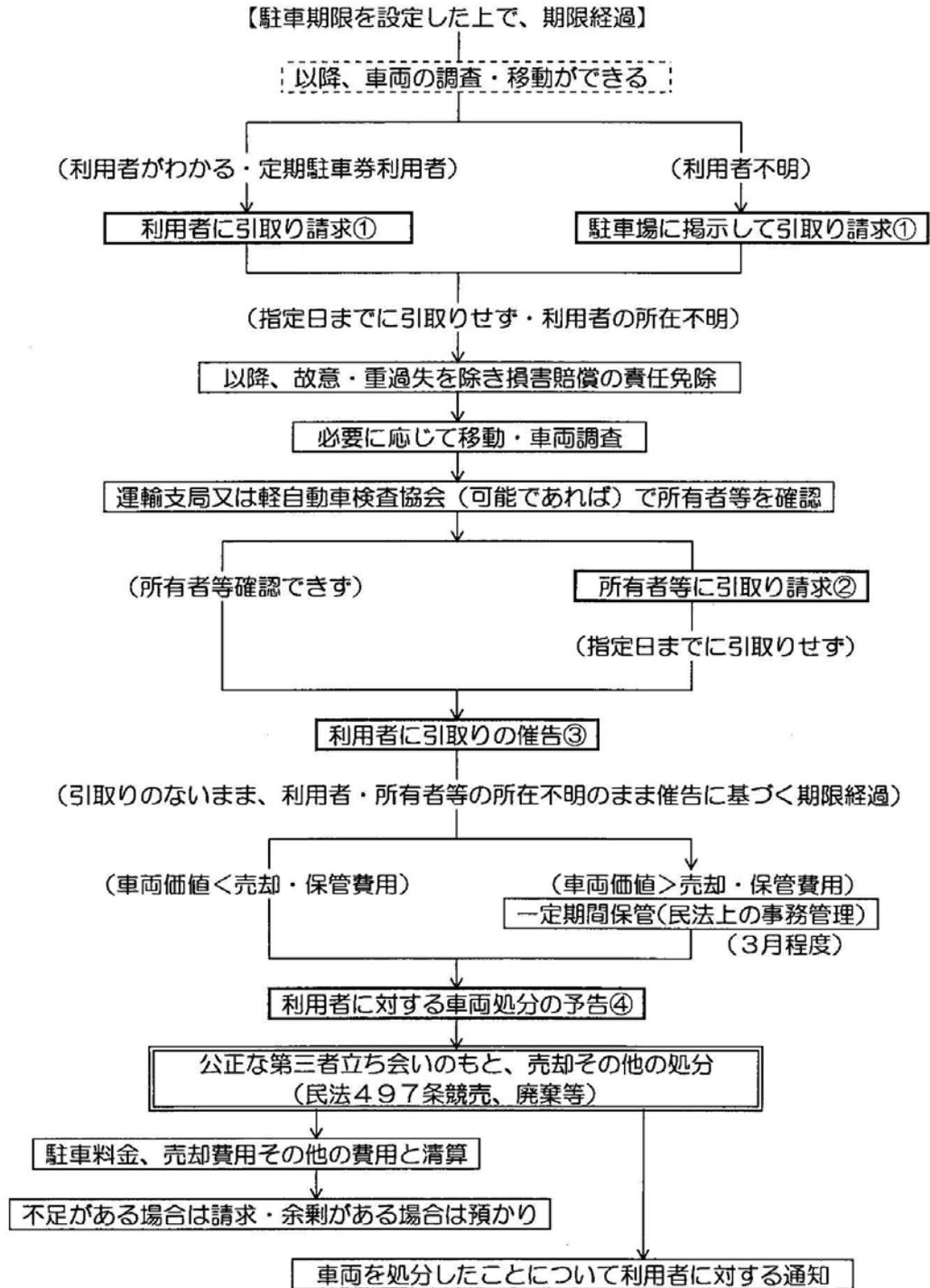
第26条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

第6章 雑則

(この規程に定めない事項)

第27条 この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。

管理規程例による長期滞留車両の処分フロー



※ ○付き数字は車両処分に至るまでの利用者等への請求回数

【駐車場管理規程例－補足説明】

○全般

- ・ 管理規程が契約として有効となるためには、利用者が認識できるように管理規程を明示することが必要である。特に車両の移動・処分、損害賠償責任、不正利用の場合の割増金等利用者に不利益となり得る部分については、字に色を付ける、アンダーラインを引く等により強調するとともに、駐車券にもその旨明示することが望ましい。
 なお、駐車場法第12条に基づくいわゆる届出駐車場について、管理規程を変更した場合は、同法第13条4項により、変更から10日以内に都道府県知事等への届出が必要であるので注意されたい。
- ・ 長期滞留車については、盗難車両等事件性を帯びた車両である可能性もあるので、管理規程に基づく手続と並行して、車両の特徴等について管轄の警察署に照会しておくことが望ましい。その際、警察から何らかの指示があれば、当然それに従うこと。
- ・ 管理規程に基づく長期滞留車処理を進める上で、利用者等からの疑問、苦情等に応えるため、処理経過（利用者に対して発した通知の写しや駐車場の掲示を適正に行ったことを証明する写真等を含む）は詳細に記録・保存しておくことが必要である。
- ・ 第4章（引取りのない車両の処置）については、同種の寄託事業を営むトランクルームに係る標準約款（標準トランクルームサービス約款（昭和61年運輸省告示第404号））の手続を参考にしている。

○第17条（不正利用者に対する割増金）

- ・ 管理規程例では不正利用分の2倍としているが、管理者が実際に受けるであろう損害を大幅に超えるペナルティは、消費者契約法第10条の規定により無効となる可能性があるので、損害の見込みを勘案して合理的なペナルティの額を設定することが望ましい。

○第18条（引取りの請求）

〔第1項〕

- ・ 時間制利用者の最長保管期限について7日としているが、各駐車場においては、駐車場の利用状況を勘案して定めることが望ましい。長期利用が多い駐車場はこれよりも長期、逆に短期利用が多い駐車場はこれよりも短期の保管期限を設定することも可能であるが、利用者利益の保護の観点からは、例えば1日など過度に短い保管期限を設定することは避けることが望ましい。
- ・ 引き取りの請求は、利用者の所在が分かる場合は電話、郵便（内容証明を含む）、分からない場合は駐車場若しくは車両における掲示により行う。

〔第2項〕

- ・ 軽自動車以外の自動車の場合は、ナンバープレート又は車台番号から運輸支局に所有者及び使用者の照会が可能（登録事項等証明書請求）であるので、これらの者に対しても引取りの請求を行うことが望ましい。（通常「登録上の使用者」と「駐車場の利用者」は一致しているものと考えられるので、この調査の過程で利用者の所在を把握できる場合も多いと考えられる。）
- ・ 軽自動車の場合、法制度上の登録制度はないが、軽自動車検査協会に相談すれば所有者及び使用者を教えられる可能性もあるので、軽自動車検査協会に問い合わせの上、できる限り所有者等の情報の把握に努めることが望ましい。
- ・ 所有者等に対する請求の方法は、登録情報から住所が確認できるため、郵便による方法が適当であると考えられる。

〔第4項〕

- ・ 引取り請求の期限を過ぎた後は、管理規程に従って車両を取扱う限りにおいて、管理者は原則として損害賠償責任を負わないこととなるが、消費者契約法第8条第4号により、故意又は

重過失の場合には、損害賠償責任の一部を免除する条項は無効とすることとされていることから、これと整合をとるため「管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない」こととした。故意又は重大な過失とは、例えば車両の調査にあたって、窓ガラスを故意に割って中に入るとか、移動の際に注意を怠ったために事故を起こして車両を損壊するといったことが考えられる。このような場合は引取り期限を過ぎた後でも管理者は損害賠償責任を免れることができない。

- ・ なお、引取り期限を過ぎた後は、管理者は、管理規程に基づく「駐車」契約ではなく、これに派生する保管義務を負うに過ぎないものと解されるため、駐車場法第16条のいわゆる善管注意举证義務については、引取り期限を過ぎた車両についてまで適用されるものではないと考えられる。

○第19条（車両の調査）

- ・ この規定によって、最長保管期限を経過した車両について、管理者は車両の調査を行うことができる。調査とは、ドアロックを解錠して、車内にある車検証やボンネット内にある車台番号を確認すること等である。
- ・ ただし、故意又は重過失による場合（例えば窓を割ってドアロックを解錠するとか、ボンネットをこじ開ける等）は損害賠償責任を負う可能性があるため、調査にあたっては、できる限り車両を毀損しないような方法により、慎重に行うことが必要である。（なお、故意でない限りは、車両を毀損しても刑事上の責任は発生しないものと考えられる。）
- ・ なお、当該規定による調査は、所有者等を確認し、これらの者に対して引取請求を行うために行われるものであって、犯罪捜査のために行われるものではないことに留意する必要がある。したがって、当該車両について犯罪との関連が疑われる場合には、早急に警察に相談し、その指示に従うこと。

○第20条（車両の移動）

- ・ 第19条と同様の趣旨により、できる限り車両を毀損しないような方法により移動及び移動後の保管を行う必要がある。移動の際に注意を怠ったために事故を起こして車両を損壊した場合等は、重過失により損害賠償責任を負う可能性がある。（なお、故意でない限りは、車両を毀損しても刑事上の責任が発生しないと考えられるのは、車両の調査の場合と同様である。）

○第21条（車両の処分）

〔第1項〕

- ・ 催告については、車両の処分を行うことのできる期限の起算点となるため、第18条の引取の請求とは別に行うことになる。所在の分かる利用者については内容証明郵便、所在の分からない利用者については駐車場若しくは車両における掲示により催告する。なお、管理者の負担を軽減する観点から、管理規程例では、契約の相手方である利用者のみを催告の相手方としているが、管理者の判断で、催告の相手方として所有者等を加えることはむろん問題なく、慎重な手続という観点からはそちらの方が望ましい。
- ・ 催告後の車両の保管期限については、標準トランクルーム約款においては1年を採用しているが、車両については、①保管費用が非常に嵩み、管理者の負担が極めて大きいこと、②利用者及び所有者等に対する引取り請求などで催告までに数ヶ月を要することが通常であり、利用者に対して十分な時間的猶予が与えられていると考えられること、から3カ月とした。もちろん、利用者利益の保護を考えれば、より長く設定することが望ましいが、一方、保管に非常に費用が嵩むなど合理的な理由があれば、より短くすることも可能であると考えられる。
- ・ 利用者等が車両の引取りを行わない場合、管理者は車両を売却し、その収入から駐車料金、保管費用等の債権を回収することが想定されるが、売却収入が明らかに売却費用と保管費用を合計した額に満たないと見込まれる場合には、管理者にとって車両を保管することは、費用回収の見通しが全く立たない負担を強いられることとなるため、このような場合は催告後3カ月を経ずして管理者が車両の処分を行えることとした。
- ・ 「公正な第三者」とは、車両の財産価値を評価する識見、能力を有する者であり、利害関係

人は除かれる。財団法人日本自動車査定協会、弁護士などが「公正な第三者」に該当するものと考えられる。一部の地方公共団体においては、「廃物認定委員会」を条例等で設けている例もあり、これも「公正な第三者」となるものと考えられる。

- ・ なお、軽自動車以外の自動車については、道路運送車両法による所有権登録制度が存在するため、所有者の了解がない状態で任意に売却することは不可能であることに留意する必要がある。また、軽自動車についても、軽自動車検査協会が車検証の名義書換に際して旧所有者の署名・印鑑を求めており、任意売却は事実上不可能となっている。したがって売却をする場合は、裁判所による競売（民法497条）・所有権確認の訴え等の手続きを経る必要がある。（長期滞留車は無価値の車両がほとんどであることを考えると、実際は廃棄処分とせざるをえない場合がほとんどであると考えられる。）

〔第1項・第2項〕

- ・ 「処分の予告」については、引取りの請求と同様、利用者の所在が分かる場合は電話、郵便（内容証明を含む）、分からない場合は駐車場若しくは車両における掲示により行う。「処分した旨」の通知についても同様である。

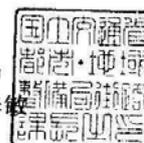


広島県 収受	
年	月
17.2.02	
受付時間	月
受付場所	受付年限

国 都 街 第 6 4 号
平成17年1月26日

広島県都市局長 殿

国土交通省都市・地域整備局
街路課長 松谷 春徳



「駐車場管理規程例」の策定について（技術的助言）

標記について、社団法人全日本駐車協会及び財団法人東京都道路整備保全公社の協力を得て、駐車場の管理運営の適正化及び利用者の保護を図るため、駐車場管理規程を定める際の参考となるよう別添のとおり「駐車場管理規程例」を定めたので、下記の事項に留意の上、管内の路外駐車場管理者への周知をお願いします。

記

I. 管理規程例を策定した背景

駐車場に車両を放置したまま、特に連絡もなく利用者が車両を引き取りに現れない、若しくは引き取りを拒否するという、いわゆる長期滞留車の問題が顕在化してきており、駐車場の収益圧迫の要因となるだけでなく、他の利用者への迷惑要因ともなっている。

今般、自動車リサイクル法が本格施行され、既存の車両についても廃車若しくは最初の車検時にリサイクル料金の負担を求められることになり、これを避けようとする所有者が駐車場に自動車を放置する行動も考えられる。

一方、駐車場管理者の中には、長期滞留車に対し、駐車場法16条（善管注意举证義務）の規定の存在ゆえに、長期滞留車に対して車両の移動を含め何らの措置を講ずることもできないと理解している向きも一部にある。加えて、法的に担保されていない限り、車両を廃棄することは刑法犯（器物損壊）に該当するものと理解されている向きもある。

このような状況の中、駐車場管理の現場では、極めて長期にわたり引き取りの見込みのない車両が保管されていたり、反対に、駐車場管理者において車両返却等の十分な努力がなされないまま車両が廃棄等されている事例もあるものと推測される。

この管理規程例は、駐車場事業者と利用者との間の契約において長期滞留車の取り扱いを明確にしておくことが、長期滞留車問題対処のために必要かつ十分な事項であるとの認識のもと、個々の駐車場の管理規程を定める際に参考となる雛形を定めることにより、適切なルールに則った駐車場運営を促すとともに、駐車場利用者の利益の保護に資することを目的としている。

なお、この管理規程例は、上述のとおり各駐車場事業者が管理規程を定める際の参考

として策定されたものであり、各駐車場において実際に管理規程を定めるにあたっては、駐車場法13条2項に列記された必要事項以外については、各駐車場の管理運営の状況に応じて追加、削除若しくは変更して適用すべきことは当然である。

II. 駐車場管理規程の制定及び変更にあたっての留意事項等

〔駐車場利用者への明示等〕

管理規程が有効となる前提条件として、駐車場利用者が容易に認識できるよう管理規程を明示しておくこと。特に、利用者から連絡のないまま長期に置かれている車両は、管理規程により処分されることがある旨については、駐車券等にも明示しておくことが望ましい。

なお、駐車場法第12条に基づくいわゆる届出駐車場について、管理規程を変更した場合は、同法第13条4項により、変更から10日以内に都道府県知事等への届出が必要であるので注意されたい。

〔警察への照会〕

長期滞留車については、盗難車両等事件性を帯びた車両である可能性もあるので、管理規程に基づく手続と並行して、車両の特徴等について管轄の警察署に照会しておくことが望ましい。その際、警察から何らかの指示があれば、当然それに従うこと。

〔車両の売却処分〕

この管理規程例では、長期滞留車は最終的に売却処分、廃棄処分等がなされることになるが、軽自動車以外の自動車については、道路運送車両法による所有権登録制度が存在するため、所有者の了解がない状態で任意に売却することは事実上不可能であることに留意する必要がある。したがって売却をする場合は、裁判所による競売（民法497条）・所有権確認の訴え等の手続きを経る必要があると考えられる。

〔車両処分の経過の記録等〕

管理規程に基づく長期滞留車処理を進める上で、利用者等からの疑問、苦情等に応えるため、処理経過（利用者に対して発した通知の写しや駐車場の掲示を適正に行ったことを証明する写真等を含む）は詳細に記録・保存しておくことが必要である。

また、長期滞留車処理に関する知見の共有を図るため、当該記録についてはプライバシーに関わる情報を除外した上で、できる限り国土交通省街路課担当まで提出いただきたい。

〔相談窓口〕

管理規程、長期滞留車の処理その他駐車場の管理運営に関して不明点等があれば、国土交通省街路課駐車場担当において相談を受け付ける。

連絡先：国土交通省都市・地域整備局街路課
企画法制係長 田邊、駐車場係長 永田
(tel:03-5253-8415)

第5章 広島県が市町へ移譲している事務の内容

広島県では「広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例」を定め、駐車場法の届出の受理等の窓口事務を平成3年4月1日から全ての市町へ移譲しています。

また、バリアフリー法についても、平成20年10月1日から窓口事務を移譲しています。

【移譲事務一覧表】

根拠法令：広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年十二月二十一日 条例第三十四号）

駐車場法	第十二条	路外駐車場の設置の届出及び届出事項の変更の届出の受付
	第十三条第一項 " 第四項	路外駐車場の管理規程の届出の受付 " の変更の届出の受付
	第十四条	路外駐車場の供用の休止又は廃止の届出及び休止している路外駐車場の供用再開の届出の受付
	第十八条第一項	路外駐車場管理者に対する報告若しくは資料の提出の要求 又は路外駐車場の施設若しくは業務に関係ある場所への立入検査
	法第十九条	路外駐車場管理者に対する是正命令及び供用停止命令
バリアフリー法	第十二条第一項 " 第二項	特定路外駐車場の設置の届出の受付 " の届出事項の変更の届出の受付
	第十二条第三項	路外駐車場管理者等に対する是正命令
	第五十三条第二項	路外駐車場管理者等に対する報告の徴収 又は特定路外駐車場の施設若しくは業務に関係のある場所への立入検査若しくは質問

第 6 章 市町窓口部署一覧

平成 23 年 1 2 月現在

市町名	所在地	担当課	電話
大竹市	大竹市小方一丁目 11 - 1	都市計画課	0827-59-2167
廿日市市	廿日市市下平良一丁目 11 - 1	都市計画課	0829-30-9190
府中町	安芸郡府中町大通三丁目 5 - 1	都市計画課	082-286-3181
海田町	安芸郡海田町上市 14 - 18	都市整備課	082-823-9634
熊野町	安芸郡熊野町中溝一丁目 1 番 1 号	都市整備課	082-820-5608
坂町	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目 1 番 1 号	都市計画課	082-820-1513
呉市	呉市中央四丁目 1 - 6	都市計画課	0823-25-3367
三原市	三原市円一町二丁目 3 - 4	都市政策課	0848-67-6113
尾道市	尾道市久保一丁目 15 - 1	まちづくり推進課	0848-25-7222
福山市	福山市東桜町 3 - 5	都市計画課	084-928-1092
府中市	府中市府川町 3 1 5	まちづくり課	0847-43-7159
東広島市	東広島市西条栄町 8 - 29	建築指導課	082-420-0956
竹原市	竹原市中央五丁目 1 - 35	都市整備課	0846-22-7749
三次市	三次市十日市中二丁目 8-1	都市整備課	0824-62-6160
庄原市	庄原市中本町一丁目 10-1	都市整備課	0824-73-1173
江田島市	江田島市能美町中町 4859 番地 9	都市整備課	0823-40-2773
北広島町	山県郡北広島町有田 1234	建設課	050-5812-1860
安芸高田市	安芸高田市吉田町吉田 791	管理課	0826-47-1201
世羅町	世羅郡世羅町大字西上原 123 - 1	企画課	0847-22-3206
安芸太田町	山県郡安芸太田町大字戸河内 784 番地 1	建設課	0826-28-1962
神石高原町	神石郡神石高原町小畠 2025	総務課	0847-89-3330
大崎上島町	豊田郡大崎上島町東野 6625 - 1	建設課	0846-65-3124

第7章 参考

(1) 用語解説

路外駐車場とは

「道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいう。」：駐車場法第二条第二号

【備考】<路外駐車場> 引用：「駐車場法解説 改訂版」平成17年6月10日発行

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいう。路外駐車場のうち、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であるものの構造及び設備は、建築基準法その他法令の規定によるほか、駐車場法施行令で定める技術基準によらなければならないとされている。

届出駐車場とは

「都市計画法第四条第二項の都市計画区域内において、前条の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事（中略）に届け出なければならない。」：駐車場法第十二条

【備考】<届出駐車場> 引用：「駐車場法解説 改訂版」平成17年6月10日発行

都市計画区域内において、自動車の駐車のために供する部分が500㎡以上の路外駐車場を設置し、その利用について料金を徴収しようとする者は、あらかじめその駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事等に届出なければならない。

【備考】<設置の届出の必要な路外駐車場について>

引用：「駐車場法に基づく諸施策の円滑な実施について」平成10年2月12日建設省都街発第5号

百貨店等店舗及び病院の有料駐車場に係る設置の届出の取り扱いについては、自治体により異なることが多いが、今後は、以下の観点で、その利用形態により設置の届出の必要性について判断されたい。

当該駐車場が、「一般公共の用に供する」と判断される場合。「一般公共の用に供する」とは不特定多数の者の直接の利用に供することである。従って、百貨店等店舗及び病院の駐車場であっても、厳密に、当該建物の利用者のみ利用に限定される場合（専用の駐車

場と解する。) 以外は、「一般公共の用に供する」と解する。

厳密に、専用駐車場と判断される場合とは、駐車場に専用駐車場であると明示されているだけでなく、例えば、駐車場の入口で管理人等が一般の利用を排除している場合等が該当する。

従って、利用客に優待券を配る等優遇措置を講じている場合であっても、厳密に一般の利用を排除していない場合は、設置の届出を必要とする。

特定路外駐車場とは

「駐車場法第二条第二号 に規定する路外駐車場(道路法第二条第二項第六号 に規定する自動車駐車場、都市公園法 (昭和三十一年法律第七十九号) 第二条第二項 に規定する公園施設、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。) であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。」: バリアフリー法第二条第十一号

【備考】 <バリアフリー法の基準適合義務等>

引用: 「Q&A バリアフリー新法 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の解説」平成 19 年 7 月 5 日再版発行

路外駐車場不特定かつ多数の者が利用する施設であり、高齢者、障害者等が円滑に利用できることが求められることから、以下のすべての要件に当てはまる路外駐車場を特定路外駐車場として、その設置について、バリアフリー法の基準適合義務及び基準適合維持義務を課すとともに、既存のものについても、基準適合の努力義務を課すこととするものです。

駐車場法第 2 条第 2 号に規定する路外駐車場

自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 m²以上であるもの

その利用について駐車料金を徴収するもの

他の施設として移動等円滑化基準適合義務の対象となる道路の付属物である自動車駐車場、公園施設、建築物及び建築特定施設であるものを除く。

(2) 関係法令，技術基準一覧

駐車場法関連

駐車場法

同法施行令

同法施行規則

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関連

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

同法施行令

同法施行規則

移動円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令

都市計画法関連

都市計画法

都市公園法

建築基準法関連

建築基準法

同法施行令

道路法，道路交通法関連

道路法

道路交通法

同法施行規則

(3) 国土交通省の技術的助言一覧

駐車場法の一部改正等について（平成 18 年 11 月 30 日）

「駐車場管理規程例」の策定について（平成 17 年 1 月 26 日）

都市の交通実態に即した路外駐車場の整備を推進するための措置（駐車場出入口規定の弾力化及び駐車場附置義務の弾力化）について（平成 16 年 7 月 2 日）

標準駐車場条例の改正について（平成 16 年 7 月 2 日）

駐車場法に基づく諸施策の円滑な実施について（平成 10 年 2 月 12 日）

標準駐車場条例の改正について（平成 6 年 1 月 20 日）

駐車場整備計画の策定について（平成 3 年 11 月 25 日）

駐車場法の一部改正について（平成 3 年 11 月 1 日）

標準駐車場条例の改正について（平成 3 年 11 月 1 日）

標準駐車場条例の改正について（平成 2 年 6 月 11 日）

駐車場法の一部改正について（昭和 60 年 12 月 25 日）

駐車場法の施行について（昭和 33 年 1 月 29 日）

(4) 関係行政機関ホームページ一覧

国土交通省 「バリアフリー・ユニバーサルデザイン施策」

http://www.mlit.go.jp/barrierfree/barrierfree_.html

広島市道路交通局道路管理課 「駐車場法に基づく届出義務について」

<http://www.city.hiroshima.jp/icity/browser?ActionCode=genlist&GenreID=1000000001670>